

第13回渋川地区市町村合併協議会会議録

日 時 平成18年1月27日(金)
午後3時30分～4時6分
場 所 渋川プリオパレス

渋川地区市町村合併協議会

1 出席及び欠席委員等

出席委員等（委員43名・参与4名）

役職名	委員区分	氏名	備考	出欠
会長		木暮 治一	渋川市長	出
副会長	1号委員 (市町村長)	村尾 隆史	伊香保町長	出
		小野 利治	小野上村長	出
		阿久津 貞司	子持村長	出
		永井 良一	赤城村長	出
		木村 榮一	北橋村長	出
委員	2号委員 (助役)	桑島 保男	渋川市助役	出
		宮本 金男	伊香保町助役	出
		野村 哲男	小野上村助役	出
		信澤 明	子持村助役	出
		都丸 芳雄	赤城村助役	出
		塩谷 勝巳	北橋村助役	出
	3号委員 (議会議員)	宮下 宏	渋川市議会議長	出
		大島 勝昭	渋川市議会選出議員	欠
		小林 雅夫	渋川市議会選出議員	出
		小池 春雄	伊香保町議会議長	出
		中澤 広行	伊香保町議会選出議員	出
		塩野 光弘	伊香保町議会選出議員	出
		角田 皇	小野上村議会議長	出
		平方 嗣世	小野上村議会選出議員	出
		佐藤 兵造	小野上村議会選出議員	出
		埴田 彦一郎	子持村議会議長	出
		飯塚 貴美夫	子持村議会選出議員	出
		石倉 一夫	子持村議会選出議員	出
		角田 一民	赤城村議会議長	出
		望月 昭治	赤城村議会選出議員	出
狩野 富雄	赤城村議会選出議員	出		
狩野 義雄	北橋村議会議長	出		
南雲 鋭一	北橋村議会選出議員	出		
吉田 利治	北橋村議会選出議員	出		

役職名	委員区分	氏名	備考	出欠
委員	4号委員 (学識経験者)	浅見 雄一	渋川市自治会連合会会長	出
		町田 久	渋川商工会議所会頭	出
		廣田 勝次	渋川市農業委員会会長	欠
		高橋 太郎	伊香保町商工会会長	欠
		大澤 歳男	伊香保町社会福祉協議会会長	出
		木暮 敞治	小野上村商工会会長	出
		村上 嶋男	小野上村農業委員会会長	出
		佐々木よし子	小野上村レディースクラブ会長	出
		飯塚 重雄	子持村自治会長連絡協議会会長	出
		生方 大吉	子持村商工会会長	出
		島村 恒夫	子持村農業委員会会長	出
		狩野 重雄	赤城村商工会会長	出
		狩野 ・ 司	赤城村農業委員会会長	欠
		田村 宗一	赤城村区長会会長	出
		柴崎 一夫	北橘村区長会会長	出
	中村 亮典	北橘村商工会会長	出	
	今井 兼寛	北橘村農業委員会会長	欠	
	5号委員 (市町村共通学 識経験者)	桜井 芳樹	渋川地区医師会会長	出
		戸所 隆	高崎経済大学地域政策学部教授	欠
小野 宇三郎			出	
参与		角田 登	群馬県議会議員	出
		大林 喬任	群馬県議会議員	欠
		真下 誠治	群馬県議会議員	出
		内山 幸光	渋川行政事務所長	出
		亀井 勝男	北群渋川農業協同組合代表理事組合長	出
		三田 善一郎	赤城橘農業協同組合代表理事組合長	出
監査 委員		阿久澤 明	子持村監査委員	出
		田子 玲子	赤城村監査委員	出

市町村合併担当課長等

市町村名	氏名	備考	出欠
渋川市	諸田 章	企画課長	出
伊香保町	石坂 實	政策調整課長	出
小野上村	平方 敏治	企画観光課長	出
子持村	後藤 光好	企画課長	出
赤城村	樺澤 常雄	企画課長	出
北橘村	町田 進	企画財政課長	出

事務局職員

職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
事務局長	吉原 康之	出	第一調整G	萩原 一夫	出
事務局次長	五十嵐 研介	出		狩野 雅弘	出
総務G	福島 泰利	出		飯塚 玄浩	欠
	寺島 剛	出		土屋 輝夫	欠
	田中 光一	出	第二調整G	高橋 喜太郎	欠
計画G	藤岡 孝広	出		狩野 輝夫	欠
	笹原 浩	欠		灰田 幸治	欠
	金井 裕昭	出		矢島 啓邦	欠
	須田 茂之	出	推進G	立見 俊幸	欠
		田中 和彦		欠	
		加藤 修		出	
		木村 毅		欠	

傍聴人

区分	人数	備考
報道関係者	1社 1名	
一般	3名	
合計	4名	

2 会議に付した案件

報告事項

報告第46号 渋川地区市町村合併協議会平成17年度事業報告

報告第47号 渋川地区市町村合併協議会平成17年度歳入歳出決算（見込）

報告第48号 渋川市長職務執行者について

報告第49号 新市の市長選挙について

協議事項

議案第26号 渋川地区市町村合併協議会の解散について

議案第27号 渋川地区市町村合併協議会の解散に伴う決算等について

その他

(1) 合併関連行事について

開 会 （午後 3 時 3 0 分）

事務局次長（五十嵐研介君） 定刻となりましたので、ただいまから第13回渋川地区市町村合併協議会を開催させていただきます。

まず初めに、会長であります木暮渋川市長よりごあいさつを申し上げます。

会長（木暮治一君） どうも皆さん、こんにちは。

委員の皆さん方におきましては、大変ご多用の中にもかかわりませず協議会にご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。本日は、来月20日の合併にかかりまして、最後の合併協議会ということになりました。振り返ってみますと平成15年10月5日に第1回の任意合併協議会を開催されて以来、2年4カ月にわたりまして延べ24回を数えることとなりました。この間におきまして、委員の皆様方には新市建設計画を初め6市町村で異なりますさまざまな制度、事務事業等についてご協議をいただいております。その協議内容につきましては、協議会だよりや協議会ホームページを介しまして、逐次住民の皆様方へお知らせをし、市町村合併のご理解を深めるとともに、新市への移行に際しての不安を払拭するように努めてまいったところであります。ここに至りますまでのことは、委員の皆様の温かいご理解とご支援のたまものと深く感謝を申し上げる次第でございます。

本日の会議項目につきましては、合併協議会の解散にかかわります案件と新市の円満な発足にかかわる市長職務執行者や新市の市長選挙の日程等につきましてご報告、ご協議をお願いするものであります。委員の皆様方のご協力をお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。よろしく願いいたします。

事務局次長（五十嵐研介君） ありがとうございます。

それでは、ただいまから次第に基づきまして議事に入らせていただきますが、会議録作成上、ご質問等がある場合には、マイクをお持ちいたしますので、市町村名とお名前を述べていただいてからご発言をお願いいたします。

会議の議長につきましては、本協議会規約第11条第2項の規定によりまして会長が議長になることとされておりますので、会長に議事進行をお願いいたします。

なお、本日は43人の委員さんにご出席をいただいております。委員定数50人の半数以上の出席となりますので、協議会規約の定めによりまして会議が成立しておりますことを申し添えいたします。

それでは、会長、よろしく願いいたします。

議長（木暮治一君） それでは、しばらくの間議長を務めさせていただきますので、よろしく願いを申し上げます。

まず最初に、会議録署名人でありますが、協議会会議運営規程に基づきまして議長が指名することとなっております。各市町村の特別職にお願いすることとしておりますので、今回は渋川市の桑島助役さんをお願いいたしましたので、名簿順によりまして今回は伊香保町の宮本助役さんをお願いしたいと思います。

それでは、早速ですが、議事に入らせていただきます。

次第の3、報告事項、報告第46号 渋川地区市町村合併協議会平成17年度事業報告並びに関連がございますので、報告第47号 渋川地区市町村合併協議会平成17年度歳入歳出決算（見込）につきましてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

報告第46号 渋川地区市町村合併協議会平成17年度事業報告

報告第47号 渋川地区市町村合併協議会平成17年度歳入歳出決算(見込)

事務局長（吉原康之君） それでは、議案書の1ページをごらんいただきたいと思います。報告第46号 渋川地区市町村合併協議会平成17年度事業報告について別紙のとおり報告するものであります。

3ページをお願いいたします。事業報告書であります。まず、1の合併協議会の開催であります。今年度は最下段にあります、先ほど会長のあいさつにもありました最後の協議会となります本日の開催の協議会を含めまして、6回の協議会を開催いたしました。4月27日の第8回協議会では地域審議会の組織等に係る要綱等の報告のほか、新市の市章選定小委員会の設置等の協議をしていただきまして、それぞれ承認、ご決定をいただいたところであります。

以下主要なものを説明いたしますと、第9回では合併協議会長の選任の報告、本庁等の配置組織、新市特別職等報酬審議会の設置などについて報告をいたしました。

次の第10回では、第9回の協議会で設置をいたしました報酬審議会の結果であります特別職の報酬等についてご報告をいたしました。第11回では、第8回の協議会で設置をいたしました新市市章選定小委員会の結果であります新市の市章などについてご報告をいたしました。第12回及びこれから報告をいたします第13回の協議会については説明を省略をいたしまして、4ページをお願いいたします。

2は、1でも触れました小委員会等の開催の状況でありまして、内容については記載のとおりでありますので、ごらんいただくということで説明を省略をいたします。

3以下につきましては、事務的なものでありますから、それぞれ記載のとおりでありますので、説明は省略をいたします。

次に、5ページをお願いいたします。報告第47号 渋川地区市町村合併協議会平成17年度歳入歳出決算（見込）について、別紙決算書のとおり報告するものであります。

まず、以下にあります表であります。歳入総額は1,416万9,033円で、歳出総額は1,398万7,094円でありまして、歳入歳出差し引き残高は18万1,939円となります。

7ページをお願いいたします。まず、歳入であります。表の右の方にあります収入済額の欄を中心に説明をいたしたいと思っております。必要に応じまして当初予算の額、補正予算等について説明をしたいと思います。

まず、1款1項1目市町村負担金は1,244万6,000円となりましたが、これは当初予算898万6,000円に対しまして、歳出における会議費や広報費がふえたことに対応するために346万円の増額補正による結果でありまして、関係市町村の負担額は備考欄に記載のとおりであります。

2款1項1目繰越金は172万3,000円となりましたが、これは前年度繰越金であります。

3款1項1目諸収入は33円ありますが、これは預金利子であります。

以上の結果、最下段であります。当初予算900万円に対しまして、517万円の補正予算を計上し、預金利子等を調整した結果、収入済額の欄にありますように歳入合計は1,416万9,033円となりました。

8ページをお願いいたします。次に、歳出であります。表にあります予算現額の計の欄と右の方になります。支出済額の欄を対比させながら説明をいたしたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

まず、1款1項1目会議費は、当初予算92万1,000円でありましたが、後ほど申し上げます経費の増加から補正及び予算流用によりまして、予算現額を217万7,000円といたしまして、これに対する支出済額は216万4,395円でありました。当初予算額に比較いたしまして大幅な増となった理由であります。小委員会の設置による1節報酬の増と消耗品などの増による11節需用費の増加などに伴うものであります。

次に、1款1項2目事務局費は、当初予算320万3,000円でありましたが、会議費と同様の理由により補正及び予算流用によりまして、予算現額を493万1,000円とし、これに対する支出済額は476万1,234円でありました。当初予算額に比較し大幅増となった理由であります。7節賃金、それからコピー代などの消耗品、それから暫定予算書作成に係る印刷製本費などの増による11節需用費の増加に伴うものであります。

9ページをごらんいただきたいと思います。2款1項1目広報費は、当初予算352万6,000円でありましたが、補正増と他費目への流用による減額を行いま

して、予算現額を542万4,000円といたしました。これに対する支出済額は542万3,465円でありました。新市市章の募集に係る8節報償費の増や上毛新聞への合併特集号の製作に係る11節需用費の増などに伴うものであります。

次に、2款2項1目調査研究費であります。当初予算105万円でありましたが、補正及び予算流用によりまして予算現額を163万8,000円といたしまして、これに対する支出済額も同額でありました。これは、市章選定に係る13節業務委託料の増に伴うものであります。

3款1項1目予備費は全額充用をいたしました。

以上の結果、最下段であります。歳出合計は当初予算900万円でありましたが、517万円の予算補正の結果、予算現額1,417万円といたしまして、これに対する支出済額は1,398万7,094円でありました。欄外になりますが、ただいま申し上げました歳入歳出の差し引き残高であります。18万1,939円でありまして、これは新市に引き継ぐことにいたすことにしております。

以上で説明を終わります。よろしくご承認のほどお願いいたします。

議長（木暮治一君） 説明が終わりましたが、報告第46号並びに報告第47号につきましてご質問等ございましたらお願いいたします。

委員（塩野光弘君） 伊香保の塩野でございます。よろしく申し上げます。

1点だけでございますが、46号の方ですね、6項目めでございますか、その他調査研究というのがございます。その中に例規調製業務というのがございますが、そのこのところの部分につきましてはですね、例規原案を作成したというふうに報告されております。作成をしたということで報告されておりますけれども、この部分につきましては既に完了をしているのかどうか、この辺の部分についてご回答願います。

事務局長（吉原康之君） これにつきましては、内容の整理はすべて終了いたしまして、現在印刷業者に印刷の委託中でありまして、基本的には臨時会等で正式にご報告をする、こういうこととなりますので、よろしくお願ひしたいと思います。合併後の新しい市になってからの話であります。例規の原案は、繰り返しになりますけれども、既に内容の調整は終わっておりますので、よろしくお願ひいたします。

委員（塩野光弘君） 現在印刷中ということでございまして、まだ完全にでき上がってはいないということなんでしょうか。その辺が少し明確でないんですけれども、なぜこのようなことをお聞きしたかといいますとですね、本来やはりさまざまな合併の中でこの辺の部分というのが非常に問題になっている部分ではあるというふうに思います。保谷市とかの合併の中におきましてもですね、やはり例規類集といいますか、この辺のつくり方、それとそういったものに具体的に議員が関与できるかできないかというふうな部分の整合性の問題がやはり多くの合併協

議会の中で論議になっているというのは、実例的には数多くあるというふうに言われております。そういった意味の中で、今ご回答のありましたように、臨時議会において云々というふうな回答でございます。もちろん専決処分という形になっていくだろうということについてはですね、当方理解をしておるところなんですけれども、さまざまな例をちょっと二、三ひっくり返してもですね、例えばさいたま市の合併等におきましては、合併の2カ月前に現実の実物が配付されて検討をされていったというふうな部分もでございます。また、南アルプス市においてはですね、4月1日合併に際し、3月の13日でしたかな、たしかその段階で例規集等のもので、議員に対する説明会を開催をしているというふうな実例もございます。そういった部分におきましてはですね、専決処分、2月の20日の合併後行われる臨時議会の中で提示されるということなんでしょうけれども、そのところより前段にですね、やはりこの部分について各議員に提示をしていただくというふうな部分はあってしかるべきだというふうに判断をするものでございませぬけれども、その辺はいかがなっておりますでしょうか、ご回答をお願いしたいと思います。

事務局長（吉原康之君） 基本的にはですね、合併協議会の協議事項を前提に条例を整理しておりますので、内容的にはすべて協議会の協議を踏まえまして整理をしていると、こういうことでもありますので、その辺はそういったご理解をお願いしたいと思います。

それともう一つは、これまで各市町村で施行されてきた条例でありますから、合併協議会の俎上にのらない、ごく事務的なもの、例えば施設の使用の時間等の調整につきましてはですね、これはそういった意味では事務的な整理だけで、これももちろん合併協議会の組織の中では正副会長会議を含めて協議会まで上げれない項目については、非常に事務的でありますので、正副会長会議どまりで調整をした、あるいはその下の幹事会どまり、これは助役さん方が中心になっているメンバーでありますけれども、そういった検討してきました。だから、そういう意味ではすべて基本には協議会の協議を経たものが基本的な内容になっておりまして、それともう一つは、先ほどの話と繰り返しになりますけれども、これまで各市町村のそれぞれの地域で施行されている条例の調整をしたと、こういうことでもありますので、よろしくをお願いしたいと思います。

それから、今度はルール上の話でありますけれども、そういった調整を踏まえて整理した例規集については、内容的には先ほど申し上げましたように、整理ができておるわけでありませぬけれども、職務執行者が2月の20日に専決処分をし、そこで効力が発生するわけでありませぬから、その後初めての臨時会で報告をさせていただくと、こういうことでルール上はそういう決まりがありますものですから、事務局としてはそういった方向で整理をしてきたと、こういうことでありま

すので、よろしく願いいたします。

委員（塩野光弘君） 当然その辺の部分についてはね、こちらも承知をしているわけでございまして、今まで積み重ねてきた協議事項等についてどうだこうだというふうなことを申し上げているわけではない。その辺は誤解をしないで受けとめていただきたいというふうに思います。

ただ膨大なですね、前回の12月27日の中においてもですね、総体で四百幾つというふうな条例があります。当然専決処分する分があるわけでございまして、当然統合というふうな部分がありまして、若干各市町村がですね、やっているものと変わり、変化、そういったものがあるかというふうに思われるわけでございますけれども、そういった意味で私が申し上げているのは、今事務局長の回答そのものをですね、それはもう了解できるわけです。そういった中で、もし完了というか完成をしておるとするならば、臨時議会以前にですね、やはりそういった部分を何らかの形で示させていただけるような部分というのがないのでしょうかというふうなところを申し上げておるわけでございまして、2月22日の初議会のその場においてですね、この例規等が提起をされると、条例改正的な部分についてのですね、部分が具体的に私たちが目にすることではなくて、もう少し事前にそういったものを見させていただくというような配慮と申しますか、そういった部分ができないのでしょうかどうでしょうかと、不可能であれば不可能だということであれば、これはいたし方ないことでございますけれども、その辺がもし配慮ができればですね、配慮をしていただきたいというふうに申し上げているわけでございますので、もう一度ご回答をお願いします。

事務局長（吉原康之君） 可能か不可能かと、こういう話で申し上げますと、実務的にですね、そういう意味では不可能ではありますが、ただ内容的には先ほど申し上げましたように協議会の協議を基本に条例を整理をしておりますので、内容はすべて、方向的な話になりますけれども、協議会のその協議を経た内容になっていると、ただご承知のように地域によってはですね、特殊性もありますから、これは合併時の対応として非常にこれは特殊な対応でありますけれども、その地域に合併後も引き続き必要な条例については職務執行者が告示をすればですね、暫定施行というような方法もありまして、例えば一定の地域だけ、伊香保なら伊香保の地域だけ引き続き施行されるような条例もあります。ですから、そういう意味ではいろいろ内容的にはそういうことで違いがありますけれども、基本的には繰り返しになりますけれども、先ほど申し上げました協議会にすべて上げているわけでありませんけれども、協議会の組織ですべて検討したものを基本にして内容は整理している、こういうことでもありますので、よろしく願いたいと思います。

委員（塩野光弘君） だから、しつこくなって申しわけないんですが、わかってい

るんです、すべて。事務局長言っていることはわかって、だからそこんとこで何らかの形でもうちょっと事前にですね、配付というか、提示というかですね、そういった部分ができないでしょうかと、できればそういうふうにしていただきたいと、こういうふうに申し上げているわけなんで。いかがなものでしょうか、もう一度ご回答願います。

事務局長（吉原康之君） 先ほども申し上げましたように、現在例規集の方の調製作業はそういう意味では先ほど完了したと、こう申し上げましたけれども、内容的な精査が完了したということで、これから既に印刷業者にはこれはぎょうせいという業者でありますけれども、頼んであるわけではありますが、そういった意味では条例の体裁としてはまだ完成されておられません。ただ繰り返しになりますけれども、先ほど申し上げましたような合併協議会の議を経て整理された内容でありますので、そういう意味ではすべて承知されている部分の内容になっていると。

それともう一つ、条例だけで申し上げますと、242本の条例があります。これをこれから今お話しされているように、あらかじめ示せというようなことだと思えますけれども、先ほど申し上げましたが、物理的にちょっと期間的にかなりそういう意味では不可能だということでもありますので、よろしく願いいたします。

議長（木暮治一君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） ほかにないようでありますので、お諮りをいたします。

報告第46号並びに報告第47号につきましては、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） ご異議ございませんので、報告第46号並びに報告第47号は原案のとおり承認をされました。

続きまして、報告第48号 渋川市長職務執行者についてを議題といたします。
事務局の説明をお願いします。

報告第48号 渋川市長職務執行者について

事務局長（吉原康之君） それでは、11ページをごらんいただきたいと思います。

報告第48号 渋川市長職務執行者について報告するものであります。

以下の1にありますように、渋川市長職務執行者には赤城村長、永井良一氏を定めるものといたしました。

2にありますように、任期は渋川市設置の日、つまり平成18年2月20日から渋川市長が選挙されるまでの間です。

13ページをお願いいたします。これは、ただいまの職務執行者に係る協議書であります。内容については説明を省略をいたします。よろしくをお願いいたします。

議長（木暮治一君） 事務局の説明が終わりましたが、報告第48号につきましてご質問等ございましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） ほかに質問等もないようでありますので、それではお諮りをいたします。

報告第48号について原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） ご異議ございませんので、報告第48号は原案のとおり承認されました。

ここで、職務執行者に承認をされました赤城村の永井村長さんがおいででございますので、ごあいさつをお願いいたします。

委員（永井良一君） 大変高い席から恐縮でございます。

ただいまは1月19日に開催をいたしました合併関連市町村長会議の中で、地方自治法施行令の定めるところによりまして協議をした結果、不肖私に職務執行者をとる結果になりました。極めて重大な問題でもありますので、その責任の重さをひしひしと痛感をいたしているところでございます。もとより微力ではございますが、皆様方のご支援、ご協力を賜りながら新市長が誕生するまでの間、その職務を執行させていただきたいと、こういうことでございます。微力ではございますが、よろしくお願い申し上げまして、ごあいさつにかえさせていただきます。どうもありがとうございました。よろしく申し上げます。

議長（木暮治一君） ありがとうございます。職務執行者に決まりました永井村長さんにおきましては、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは次に、報告第49号 新市の市長選挙についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

報告第49号 新市の市長選挙について

事務局長（吉原康之君） 15ページをお願いいたします。報告第49号 新市の市長選挙について別紙のとおり報告するものであります。

17ページをお願いいたします。新市の市長選挙について、公職選挙法第33条第3項の規定による合併後の渋川市長選挙の日程について、平成18年1月11日に開催されました6市町村の選挙管理委員会の合同会議におきまして、次のとおり合意をされたところであります。

なお、選挙期日等につきましては、合併の日の2月20日に開催をされる新市の選挙管理委員会において正式に決定されることとなります。日程等は以下のとおりであります。読み上げてみますと、立候補予定者説明会は、平成18年3月1日水曜日、午後1時半から渋川市役所北庁舎で行うこととしております。告示日は、平成18年4月2日、日曜日であります。投、開票日は平成18年4月9日であります。

以上で報告終わります。よろしくお願ひいたします。

議長（木暮治一君） 事務局の説明が終わりましたが、報告第49号につきましてご質問等ございましたらお願ひいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） ご質問等ないようでありますので、お諮りをいたします。

報告第49号について原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） ご異議ございませんので、報告第49号は原案のとおり承認されました。

続きまして、次第の4、協議事項、議案第26号 渋川地区市町村合併協議会の解散についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

議案第26号 渋川地区市町村合併協議会の解散について

事務局長（吉原康之君） 19ページをお願いいたします。議案第26号 渋川地区市町村合併協議会の解散について次のとおり提出するものであります。

以下にありますように、本文を読み上げてみますと、渋川地区市町村合併協議会は、渋川市、伊香保町、小野上村、子持村、赤城村及び北橋村の合併に関する協議及び新市建設計画の作成等を完了し、合併協議会の役割を終えることから、平成18年2月19日をもって協議会を解散するものとするものであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（木暮治一君） 事務局の説明が終わりましたが、議案第26号についてご質問等ございましたらお願ひいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） ないようでありますので、それではお諮りをいたします。

議案第26号につきましては、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） ご異議ございませんので、議案第26号は原案のとおり決定されました。

次に、議案第27号 渋川地区市町村合併協議会の解散に伴う決算等についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

議案第27号 渋川地区市町村合併協議会の解散に伴う決算等について

事務局長（吉原康之君） 21ページをお願いいたします。議案第27号 渋川地区市町村合併協議会の解散に伴う決算等について、次のとおり提出するものであります。

以下にあります、まず1であります。協議会の収支については、協議会規約第19条の規定に基づき解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算し、監査委員であった者の監査を受けるものとするものであります。

次に、2であります。決算及び監査の報告については、速やかに決算書及び会監査報告書を作成し、委員であった者に通知するものとするものであります。

最後に、3であります。協議会の解散に伴う決算により生じる剰余金につきましては、新市に引き継ぐものとするものであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（木暮治一君） 事務局の説明が終わりましたが、議案第27号についてご質問等ございましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） 質問等もないようでありますので、お諮りをいたします。

議案第27号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） ご異議ございませんので、議案第27号は原案のとおり決定されました。

以上が本日予定しております議事事項であります。

次に、次第の4、その他に入らせていただきます。

1、合併関連行事について、事務局から説明をお願いいたします。

その他

事務局次長（五十嵐研介君） 資料の23ページをお願いいたします。合併関連行事についてご説明申し上げます。

各市町村におきまして、それぞれ閉市町村式の予定がされております。記載のとおりでございますが、2月4日午前10時から小野上村閉村式、小野上小学校体育館で予定されております。2月5日午後1時30分から渋川市合同表彰式・閉市式、渋川市民会館でございます。2月11日午前10時から子持村閉村式、子持村社会体育館でございます。2月11日、同時刻でございますが、北橋村閉村式、北橋村中央公民館でございます。2月11日午後2時から赤城村閉村式、赤城村スポーツセンターでございます。2月12日午前11時から伊香保町閉町式、伊香保町体育館でございます。

以上が合併関連行事でございます。よろしくお願いたします。

議長（木暮治一君） ただいま事務局の説明が終わりましたが、ご質疑等ございましたらお願いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） ないようでありますので、そのほか何かございますでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） 特にないようでありますので、予定の協議事項につきましてはすべて終了することになりました。

これで議長を退任させていただくこととなりますが、合併協議会の最後に当たりまして、一言御礼を申し上げたいと思います。

この合併協議につきましては、平成13年5月の市長就任以来大きな課題として取り組んでまいりましたが、古くからの結びつきが深いこの渋川地域の自立を目指しまして、6市町村の信頼関係のもと協議を進めさせてまいりました。委員の皆様方におきましては、地域の将来や未来の子供たちのことを考え、互いに譲るべきところは譲り合い、合併に向けてのご理解、ご協力をいただいていたところであり、心から深く感謝を申し上げます。御礼の言葉といたします。ありがとうございました。

事務局次長（五十嵐研介君） 以上をもちまして第13回渋川地区市町村合併協議会を閉会いたします。

閉 会 （午後4時6分）

(会議録署名)

渋川地区市町村合併協議会会議運営規程第3条第2項の規定により、ここに署名する。

平成18年1月27日

議長 木暮 治 

署名委員 官本 金男